

高校生等修学支援事業の利用を希望される皆さんへ

京都府高校生等修学支援事業
令和6年度貸与（貸付）予約申請
案 内

- ◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。
- ◎ 令和6年4月に高等学校等に進学を希望される生徒については、要件を満たしていれば、進学後に貸与（貸付）が受けられるよう事前に予約申請をしていただくことができます。
- ◎ 初回の振込は、進学先への入学を確認してからの貸与決定後（令和6年4月末～）となり、令和5年度中（2月・3月中）の振込はできません。
- ◎ この案内を読んで、貸与予約を希望される場合は、「申請の手引き」を在学している中学校から受け取り、申請書類を在学している中学校へ提出してください。
- ◎ 貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸付終了後、生徒本人が返還しなければなりません。修学資金の貸与予約を希望される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。
（※ 特別融資制度は、保護者が借入し、返済します。）
- ◎ 貸与予約申請の最終締切日は、令和5年12月20日（水）です。
（在学している中学校へ提出してください。）
- ◎ この事業と併給はできませんが、同種の資金についての概要を紹介しますので参考にしてください。（→P8、詳細については各問合せ先におたずねください。）

京 都 府
京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化生活部文教課

問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
TEL 075-414-5043

目 次

1	京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について	・・・	P	1
2	高校生等修学支援事業（修学金）	・・・	P	2
	① 高等学校等修学金貸与（貸付）制度			
	② 修学支援特別融資利子補給制度			
3	高校生等修学支援事業（修学支度金）	・・・	P	3
	①－(1) 高等学校等修学支度金貸与（貸付）制度			
	①－(2) 修学支度金特別融資利子補給制度			
4	試算のページ [1]	・・・	P	4
5	試算のページ [2]	・・・	P	6
6	他に活用できる奨学金制度のご案内	・・・	P	8
7	貸与（貸付）モデル例 ・ 返還モデル例			

～ 京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について～

高校生等修学支援事業には、4つの貸付制度がありますが、所得に応じて利用できるものとできないものがあります。

（詳細については、次ページの「制度案内」を御参照ください。）

制度を利用できる所得のめやす

※あくまでもめやすです。

《 修 学 金 》

《 修 学 支 度 金 》

- ◆ 4人世帯で主たる生計維持者の年収が約800万円 **めやす**

試算のページ (P4～P7) により判定できます。

- ◆ 4人世帯で保護者の年収の合計約472万円 **めやす**

- ◆ 主たる生計維持者の年収150万円

- ◆ 収入なし

② 修学支援特別融資 利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資限度額
 - 国公立 648,000円
 - 私立 1,080,000円

修学支度金（入学一時金）の利用はできません。

① 高等学校等修学金 貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与月額
 - 国公立 月18,000円以内
 - 私立 月30,000円以内

※ ①高等学校等修学金貸与制度の利用者に限り利用できます。

①-② 修学支度金特別 融資利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の年収150万円以上

①-① 高等学校等修学 支度金貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の年収150万円未満

制度案内

高校生等修学支援事業（修学金）

4人世帯で
主たる生計
維持者の年収
約800万円
めやす

② 修学支援特別融資利子補給制度		保護者が金融機関の融資を利用	
利子	利子補給 ※ 支払われた利子(現行1.7% 金利の変動により変わる可能性あり)を1年ごとに京都府が全額補給(ただし休学中・退学後は補給なし)	返済者等	保護者(主たる生計維持者)が金融機関へ元金・利子を返済
要件	◆親権者又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。 ◆下記の学校への進学希望者の保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・中等教育学校(後期課程) ・特別支援学校(高等部) ・専修学校(高等課程) 	返済期間	最初の融資の同月又は翌月から最長7年以内 (3年以内の元金据置可能)
		連帯保証人	連帯保証人は不要だが、保証(手数)料自己負担
貸与額	◆勉強意欲があると認められること。 ◆P.4~5の基準額を超えて、P.6~7の収入基準以内の方 ◆同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。(参考P.8)	申請・貸与の時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込 ~12月 ・申請 2月~3月 ・府から「特別融資申込資格認定証」を交付 4月~ ・金融機関へ融資申込 ・金融機関から融資 ・返済開始(元金・利子) ・府から利子補給 翌年度の8月
			※ 予約された場合の日程です。 入学後に申請(~5月15日)することもできます。 (その場合、「特別融資申込資格認定証」の交付は6月以降になります。)
	【金融機関の融資限度額】 国公立<一括> 648,000円以内 <分割> 216,000円以内 私立<一括> 1,080,000円以内 <分割> 360,000円以内		

4人世帯で
保護者の
年収合計
約472万円
めやす

① 高等学校等修学金貸与制度		生徒に京都府から貸与(貸付)	
利子	無利子	返済者	生徒本人
要件	◆親権者又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。 ◆下記の学校への進学希望者 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・中等教育学校(後期課程) ・特別支援学校(高等部) ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程) 	返済期間	貸与終了後、最長20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以内)
		連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可)
貸与額(貸付額)	◆勉強意欲があると認められること。 ◆P.4~5の基準額未満の方 ◆同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。(参考P.8)	申請・貸与の時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・予約申請 ~12月 ・予約決定 2月~3月 ・(進学先決定後)本申請 4月末~ ・貸与決定 4月末~ ・貸付金は2回に分けて振込 <ul style="list-style-type: none"> ①4月末~(4月~9月分) ②10月末~(10月~3月分)
			※ 予約された場合の日程です。 入学後に申請(~5月15日)することもできます。 (その場合、初回の振込は6月末以降になります。)
	国公立 月額 18,000円以内 私立 月額 30,000円以内 (自宅外通学は5,000円加算可能)		
	※「京都府奨学のための給付金」を受給される場合、貸与額が調整されます。		

収入なし

高校生等修学支援事業（修学支度金）

左ページの「① 高等学校等修学金貸与制度」の利用者に限り、
修学支度金制度の利用が可能。
修学支度金のみ申請はできません。

保護者の
年収合計
約472万円
めやす

①-② 修学支度金特別融資利子補給制度		保護者が金融機関の融資を利用	
利子	利子補給 ※ 支払われた利子(現行1.7% 金利の変動により変わる可能性あり) を1年ごとに京都府が全額補給	返済者等	保護者(主たる生計維持者)が金融機関へ元金・利子を返済
要件	◆ 高等学校等修学金貸与を受ける方の保護者 ◆ 主たる生計維持者の年収 150万円以上 ◆ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。(参考P.8)	返済期間	最初の融資の同月又は翌月から最長7年以内 (3年以内の元金据置可能)
		連帯保証人	連帯保証人は不要だが、保証(手数)料自己負担
		申請・貸与の時期等	(修学金の予約申請時に希望の有無記入) ・申請 2月～3月 ・府から「特別融資申込資格認定証」を交付 4月～ ・金融機関へ融資申込 ・金融機関から融資 ・返済開始(元金・利子) ・府から利子補給 翌年度の8月
貸与額	【金融機関の融資額】 国公立 50,000円(定額) 私立 250,000円(定額)		

主たる生計
維持者の年収
150万円

①-① 高等学校等修学支度金貸与制度		生徒に京都府から貸与(貸付)	
利子	無利子	返済者	生徒本人
要件	◆ 高等学校等修学金貸与を受ける方 ◆ 主たる生計維持者の年収 150万円未満 ◆ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。(参考P.8)	返済期間	貸与終了後、最長7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)
		連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可)
貸与(貸付)額	国公立 50,000円(定額) 私立 250,000円(定額)	申請・貸与の時期等	(修学金の予約申請時に希望の有無記入) ・申請 2月～3月 ・貸与決定 4月末～ ・貸付金振込 4月末～ (修学金の振込と同時期)

収入なし

試算のページ [1]

「①高等学校等修学金貸与制度」と「②修学支援特別融資利子補給制度」のうち、どちらの制度を利用できるのが計算してみましょう。

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の保護者合算額 ⇒ B
 右のページの「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」 ⇒ A

B < A となる場合	<p>◆ 「①高等学校等修学金貸与制度」が利用できます。 「貸与予約申請の手引き⑥-2」により申請してください。</p>
B ≥ A となる場合	<p>◆ 「①高等学校等修学金貸与制度」は利用できません。 ※令和5年1月以降、家計が急変したときは、利用できる場合があります。詳細は京都府に御相談ください。</p> <p>◆ 「②修学支援特別融資利子補給制度」の申込ができます。 「特別融資利子補給の手引き⑥-3」により申込んでください。</p>

◇ 都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額は、次の証明書類により確認してください。

ア 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書

課税年度が令和5年度

イ 市町村民税・都道府県民税 納税通知書

課税年度が令和5年度

ウ 市町村民税・都道府県民税 課税(非課税)証明書

市・府民税課税証明書

課税年度が令和5年度

【都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表】

	19歳未満の扶養親族の人数		基準額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額（保護者等合算）
	うち16歳未満 H19.1.2以降生まれ	うち16歳以上19歳未満 H16.1.2～H19.1.1生まれ	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	2	0	265,500円未満
	0	3	277,500円未満
	1	2	298,500円未満
4人	2	1	319,500円未満
	3	0	268,500円未満
	0	4	289,500円未満
	1	3	310,500円未満
5人	2	2	331,500円未満
	3	1	352,500円未満
	4	0	280,500円未満
	0	5	301,500円未満
	1	4	322,500円未満
5人	2	3	343,500円未満
	3	2	364,500円未満
	4	1	385,500円未満
5	0		

例

生徒本人（中学3年生・平成20年5月1日生）
 父
 母
 姉（高校生・平成17年7月1日生）
 弟（小学生）
 ※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父又は母の扶養親族

① 上の「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」の該当のところの金額を確認します。

	19歳未満の扶養親族の人数		基準額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額（保護者等合算）
	うち16歳未満 H19.1.2以降生まれ	うち16歳以上19歳未満 H16.1.2～H19.1.1生まれ	
1人	0	1	
3人	1	2	277,500円未満
	2	1	298,500円未満

← A

② 父の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」
 母の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」 } 合計した金額 B

③ B < A であれば 「①高等学校等修学金貸与制度」が利用できます。

B ≥ A であれば 「①高等学校等修学金貸与制度」は利用できません。
 「②修学支援特別融資利子補給制度」の申込ができます。

試算のステップ [2]

4ステップの試算で、「①高等学校等修学金貸与制度」の基準を超過した場合、「②修学支援特別融資利子補給制度」の収入基準額に該当するか試算してみましょう。

※ 実際は、令和5年分の収入で判定します。
今回は、令和4年分の収入で試算してみましょう。

1 主たる生計維持者の「年間収入認定額」を計算します。 …… B

≪ 計算式 ≫

◆ **給与所得者の場合**

源泉徴収票の支払金額(a) - (右ステップ【1表】給与所得の場合における控除額(b) + 右ステップ【2表】特別控除額(c))

◆ **事業所得者の場合**

確定申告書の所得金額(a) - (右ステップ【2表】特別控除額(c))

2 右ステップの「A 収入基準額」と主たる生計維持者の「B 年間収入認定額」を比べます。

「B 年間収入認定額」 ≤ 「A 収入基準額」 となる場合

⇨ 修学支援特別融資利子補給制度が利用できます。

例

令和6年4月の状況で判定します。

生徒本人 (私立高校生・自宅通学)
父 (主たる生計維持者) : 年収 (支払金額) 7,920,000円
母
姉 (私立大学生・自宅通学)

(a) : 7,920,000円

(b) : $7,920,000 \times 0.3 + 223\text{万円} \rightarrow 4,610,000\text{円}$ (1万円未満四捨五入)

(c) : (私立高校・自宅) 410,000円 + (私立大学・自宅) 1,010,000円 = 1,420,000円

- ・主たる生計維持者 (父) の年間収入認定額
(a) - ((b) + (c)) = 1,890,000円 …… B
- ・収入基準額表の4人世帯の基準額 2,860,000円 …… A

B < A ⇨ 「修学支援特別融資利子補給制度」の申請が可能

注意

実際は、令和5年分の収入により再計算し、判定します。
※令和5年分の源泉徴収票、令和5年分の確定申告書

- ① 今回申請を希望される場合は、「修学支援特別融資利子補給制度申請の手引き(6)ー3」を中学校で受け取ってください。
- ② 「修学支援特別融資利用申込書」(手引き(6)ー3に挟み込み)を中学校に提出
(4~5ステップの計算により、「①高等学校等修学金貸与制度」の基準額を超過していることを確認)
- ③ 京都府から「修学支援特別融資利子補給制度」の申請のご案内
- ④ <進学先決定後>
「修学支援特別融資申込資格認定申請書」を提出
令和5年分の源泉徴収票又は令和5年分の確定申告書を添付
↓
審査 (令和5年分の収入について、上記の計算方法により審査)

【 収入基準額表 】

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
収入基準額	143万円	229万円	264万円	286万円	307万円	325万円	341万円
	7人を超える場合、1人増すごとに16万円を加える						

【 1表 】 給与所得の場合における控除額 (b) (1万円未満は四捨五入)

◆ 給与所得者のみ、この控除ができます。事業所得の場合は控除できません。

年間収入金額〔支払金額(a)〕	控除額(b)
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額)	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

【 2表 】 特別控除額 (c)

◆ 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合算して控除することができます。

特別の事情	特別控除額				
(1) 母子・父子世帯	49万円				
(2) 就学者のいる世帯	小学校	8万円			
	中学校	16万円			
(児童・生徒・学生 1人につき) ※ 該当生徒も含む 令和6年4月時点の 状況にて控除	高等学校	国・公立	28万円	47万円	
		私立	41万円	60万円	
	高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
		私立	60万円	80万円	
	大 学	国・公立	59万円	102万円	
		私立	101万円	144万円	
		専修 学校	高等課程	17万円	27万円
			専門課程	37万円	46万円
		国・公立	22万円	62万円	
		私立	72万円	112万円	
	(3) 障害のある者のいる世帯	障害のある者1人につき	86万円		
	(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
(5) 主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。				
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減となると認められる年間金額				

<例> 源泉徴収票 (上部抜粋)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払先住所 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内 町172-25棟305号室	氏名 キョウト タロウ 京都 太郎
給与 7920000	源泉徴収税額 327600
控除対象配偶者の有無等 老人 1	控除額 2500
社会保険料等の金額 733514	住宅借入金等特別控除の額 14800

(a) 主たる生計維持者の年収は、この欄の金額で判断します。

<例> 確定申告書

令和04年分の所得届出の申告書

所得の種類	所得金額	控除額	課税所得金額
給与所得	7,920,000	327,600	7,592,400
雑所得	0	0	0
合計	7,920,000	327,600	7,592,400

個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてください。

～他に活用できる奨学金制度のご案内～

(令和5年度の状況)

1 高等学校等修学資金(奨学金・修学支度金)と併給(同時利用)できないもの

区分	制度名	対象者	申請時期	申込先	問い合わせ先
貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉資金	母子・父子・寡婦世帯	随時	府各保健所 (京都市以外)	府各保健所 府家庭支援課 075-414-4585
				京都市各保健福祉センター	京都市各保健福祉センター
				子どもはぐくみ室(京都市)	子どもはぐくみ室
貸付	高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金	定時制・通信制在學生(有職者)	入学後4～6月	在學校(府立)	府高校教育課 075-414-5054
				在學校(京都市立)	京都市調査課 075-222-3817
				在學校(私立)	府文教課 075-414-4517
支給	高校生給付型奨学金(奨学金・入学支度金) ※支援金(学用品費等)は併給可	京都市以外 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯のうち母子世帯や障害者世帯等	(生活保護世帯)2月、以降随時 (非課税世帯)2月、6月、以降随時	府各保健所	府各保健所 府地域福祉推進課 075-414-4564
支給	交通遺児奨学金	交通遺児世帯	4～5月末日(締切後も随時受付あり。月割で減額支給)	各市町村・区役所	府安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
	入学支度金		2月、5月		各広域振興局地域連携・振興部総務防災課(京都市、乙訓地域は除く)
支給	母子家庭奨学金	京都市以外 母子世帯	入学後4～5月(6月以降の申請は減額支給) 入学支度金の入学前支給の申請をする場合は別途定める時期	各市町村(京都市以外)	各市町村(京都市以外) 府保健所 府家庭支援課 075-414-4585
支給	特別支援教育就学奨励費	特別支援学校高等部在學生	入学後	在學校(府立)	府特別支援教育課
				在學校(京都市立)	075-414-5835
貸付	看護師等修学資金	看護師養成学校在學生	入学後4～5月	在學校(府内)	府医療課
				府医療課(府外)	075-414-4756
貸付	日本学生支援機構奨学金	高等専門学校志望者	入学後	在學校(高専)	各学校
支給		高等専門学校(4年生・5年生)			

※府ホームページ上の「府民サービス・ナビ」にも、各種資金の情報が掲載されています。
(<http://navi.pref.kyoto.lg.jp/>)

2 高等学校等修学資金（修学金・修学支度金）と併給（同時利用）できるもの

区分	制度名	対象者	申請時期	申込先	問い合わせ先
支給	京都府奨学のための給付金	生活保護世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	7月	在学学校（国公立）	府高校教育課 075-414-5055
	※貸付金の額の調整あり			在学学校（私立）	府文教課 075-414-4516
支給	京都市高校進学・修学支援金	京都市のみ		京都市子ども家庭支援課分室	京都市子ども家庭支援課分室 （奨学金担当） 075-251-1123
	・入学支度金	生活保護世帯（私立進学者に限る。）、市民税非課税世帯	2月～6月末日（生活保護世帯は4月末日まで）		
	・学用品購入等助成金 ※「京都府奨学のための給付金」との併給調整あり	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。）	10月～3月末日		
	府内各市町村奨学金	お住まいの市町村教育委員会におたずねください。			

※ この他、各高等学校において、独自の奨学金制度を整備している場合や、民間団体から各高等学校へ奨学金制度の案内がある場合がありますので、必要に応じて各志望校・進学先校へご照会ください。

※ 入学後、各高等学校等で実施される、授業料の減免及び私立高等学校あんしん修学支援事業（担当：府文教課）とは、重複して受けることができます。

3 高等学校等修学資金（修学金）を利用するまでのつなぎ資金

区分	制度名	対象者	申請時期	申込先	問い合わせ先
貸付	生活福祉資金	生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯		各市区町村社会福祉協議会	各市区町村社会福祉協議会 府社会福祉協議会 075-252-6293 ・6273
	・教育支援費の「つなぎ資金」の場合のみ本修学資金の予約申請ができます。		志望校決定（※）→時期から受付		
	・就学支度費本修学資金の支度金と併給できません。		志望校決定（※）→入学後1ヵ月以内		

☆☆☆高等学校入学前後の必要経費について☆☆☆（参考）

教科書等購入費、タブレット等購入費、制服等購入費、私立高校の入学料・授業料（第1期分）などは、合格発表後、2～3月頃に納入することがありますので、あらかじめ経費の準備が必要となります。

★ 京都府高校生等修学資金（貸付）の初回支払は、予約をしていた場合でも入学確認後の4月末～6月末です。

※ 年度内（2・3月）支払に充てる場合には、社会福祉協議会「生活福祉資金」（教育支援費・就学支度費）の活用が可能ですが、審査が必要なため、早期（志望校決定後、10月～年内を目途）に、お住まいの各市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

※ 修学金は、限度額以内で千円単位で設定できますので、高等学校等への修学に必要な経費や、貸与終了後の返還計画を勘案して、貸与希望月額を決定してください。

※ 修学金・修学支度金は、貸与終了後、生徒本人が返還しなければなりません。修学金・修学支度金の貸与（貸付）を申請される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。

貸与（貸付）モデル例

（単位：円）

区 分	修 学 金						修学支度金	
	国公立			私 立			国公立	私 立
貸与希望月額	18,000	15,000	10,000	30,000	25,000	12,000	50,000	250,000
貸与希望期間	36月 (1～3年の場合)						定額：一時金	
1年生時の年間 貸与（貸付）額	216,000	180,000	120,000	360,000	300,000	144,000	50,000	250,000
貸与（貸付） 総 額	648,000	540,000	360,000	1,080,000	900,000	432,000		

※ 入寮した場合等、自宅外通学の場合は、修学金について月額5,000円の加算が希望できます。
(在寮証明書等の提出が必要)

※ 翌年度以降の貸与申請については、高等学校等在学中に毎年度継続申請が必要です。

返還モデル例

（単位：円）

区 分	修 学 金						修学支度金	
	国公立			私 立			国公立	私 立
借入金額	648,000	540,000	360,000	1,080,000	900,000	432,000	50,000	250,000
貸与終了	令和9年3月(卒業) <18歳>							
返還開始	令和9年10月(貸与終了の6月経過後)							
返還期間(例)	10年10か月	9年	6年	18年	15年	7年3か月	10か月	4年2か月
返還方法	月 賦 (毎月返済)							
返還回数	130回	108回	72回	216回	180回	87回	10回	50回
1回あたり 返還金額	5,000 最終のみ 3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
返還終了年月	R20.7	R18.9	R15.9	R27.9	R24.9	R16.12	R10.7	R13.11
返還期間	制度最長：20年						制度最長：7年	

◆年賦(年1回返済)の場合、返還開始は、令和10年1月(以降、毎年1月の返還となります。)

◆半年賦(年2回返済)の場合、返還開始は、令和10年1月(以降、毎年7月、1月の返還となります。)

◆修学支度金利用者は、同時に、修学金の返還も必要ですので注意してください。